

福祉用具の 貸与(レンタル)・購入・住宅改修費用も介護保険の給付(サービス)対象となります。

貸与(レンタル)種目(利用者負担額はレンタル料の原則1割です)

種目	機能又は構造等	対象
1 車いす	自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。	■
2 車いす付属品	クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。	■
3 特殊寝台	サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けが可能なるものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの。 ①背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 ②床板の高さが無段階に調整できる機能	■
4 特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。	■
5 床ずれ防止用具	次のいずれかに該当するものに限る。 ①送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット ②水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット	■
6 体位変換器	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限る、体位の保持のみを目的とするものを除く。	■
7 手すり	取付けに際し工事を伴わないものに限る。	□ ■
8 スロープ	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。	□ ■
9 歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 ①車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの ②四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの	□ ■
10 歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。	□ ■
11 認知性老人徘徊感知機器	介護保険法第5条2に規定する認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの	■
12 移動用リフト(つり具の部分を除く。)	床走式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く。)	■
13 自動排泄処理装置	尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの(交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。)を除く。)	◆

■は、要介護2～5の方。□は、要介護1～5、要支援1・2の方。
◆は排泄機能を有するものは、要介護4、5の方。それ以外のものは、要介護1～5、要支援1、2の方。

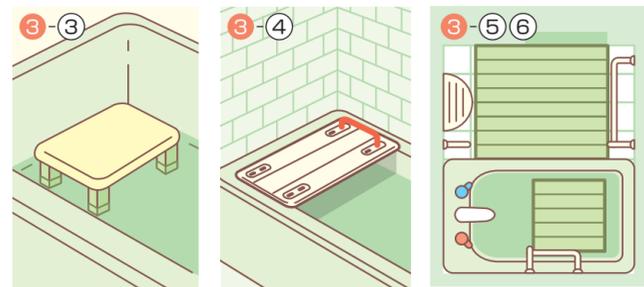


軽度者(要支援1・2、要介護1)の方は、車いす(付属品含む)、特殊寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知性老人徘徊感知器、移動用リフトの利用を認められていません。しかし、一定の条件に該当する方は例外的に利用が認められます。

購入種目(支給限度基準額年間10万円そのうち原則1割が自己負担)

種目	機能又は構造等
1 腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る。 ①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの ③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの ④便座、パケツ等からなり、移動可能である便器(水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。)
2 自動排泄処理装置の交換可能部品	尿又は便が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの
3 入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であつて次のいずれかに該当するものに限る。 ①入浴用椅子 ②浴槽用手すり ③浴槽内椅子 ④入浴台 浴槽の縁にかけて利用する台であつて、浴槽への出入りのためのもの ⑤浴室内すのこ ⑥浴槽内すのこ ⑦入浴用介助ベルト
4 簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの
5 移動用リフトのつり具の部分	体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの

●福祉用具の購入費は、被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給されます。
●購入を行った日の属する支給限度管理期間(毎年4月1日からの12ヶ月間)においては、同一種目の福祉用具は支給されません。ただし、破損や被保険者の介護の程度が著しく高くなった場合など特別な事情がある場合で、市町村が認めるときは除きます。



※購入種目の価格については介護すまいる館にお問い合わせ下さい。

住宅改修(支給限度基準額20万円そのうち原則1割が自己負担)

住宅改修の範囲	
1 手すりの取り付け	4 引き戸等への扉の取替え
2 段差の解消	5 洋式便器等への便器の取替え
3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	6 その他、前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

●被保険者の住所にある住宅の改修で原則として20万円までです。

